

習志野市における家庭用ゴミ集積所の課題と適切な設置計画に関する研究

—習志野市地域商業地エリアを対象として—

日大生産工(院) ○設樂 泰樹 日大生産工 古田 莉香子
日大生産工 広田 直行

1. はじめに

1-1 社会背景

近年、高齢化や若者の自治会加入率低下から、家庭用ゴミ集積所の管理能力の低下が問題視されている。これにより従来通りゴミ集積所の管理ができず、戸別収集を導入せざる負えない傾向にある。しかし、戸別収集は、回収の手間とそれに伴う大幅なコストの増加が懸念とされ、未だ戸別収集を導入していない地域では、ゴミ集積所の「老朽化」「管理不足」「不法投棄」「人口増加によるゴミの増加」等、多くの課題が問題視されている。また、ゴミ集積所は基本的に利用者に管理責任があり、行政からの指導が行き届かないのも大きな課題である。

本研究では、習志野市におけるゴミ集積所の設置・管理において、行政の役割と利用者の役割の実態を調査した上で、地域的特性や集積所の形態、住民同士の連携におけるの傾向と課題を明らかにし、適切な設置計画の指標を得る事を目的とする。

1-2 既往研究

本研究に関連する既往研究では、立花の「住民意識を考慮したごみ集積所の配置計画モデルの開発」(2021)において、ゴミ集積所までの距離に対する住民意識が報告され、岡本の「景観に配慮した戸建住宅地の家庭ごみ集積所に関する研究:戸建住宅地のQOL向上に資する基礎研究」(2014)や「戸建住宅地における家庭ごみ集積所の実態と利用者の評価」(2016)では、家庭ゴミ集積所に対する利用者の実態から、景観やゴミ集積所の質と量に対する指摘が報告されている。また、鈴木の「超高齢社会におけるごみ集積所管理の実態と課題の整理」(2018)では、ゴミ集積所の管理におけるサポート手法が報告されている。しかし、地域特性・ゴミ集積所の形状による課題の傾向は報告されていない。本稿ではこれらの既往研究をふまえて、地域特性の違いによる各ゴミ集積所の課題と、適切な対策・設置計画を明らかにする。

2. 対象敷地と調査方法

2-1 対象敷地

習志野市では、都市マスタープラン土地利用方針により「商業・業務地」「住宅地」「工業地」「公共公益ゾーン・文教ゾーン」「公園・緑地」「市街化調整区域」の6つに区分されている。今回は、比較的ゴミ集積所に関する苦情が多い「地域商業地」を選定する。習志野市の地域商業地は「谷津エリア」「新習志野エリア」「京成津田沼エリア」「京成大久保エリア」「実剣エリア」の5つ存在するが、中でも、駅から大学まで商店街で繋がっており、人通りが多いことから、ゴミ集積所に関する苦情が最も多く寄せられている京成大久保エリアの「ゆうロード大久保商店街」にある全24個のゴミ集積所を対象とする。



図1 対象敷地のゴミ集積所の配置

The work of issues and appropriate location plans for household garbage collection area in Narashino City

— Targeting for local commercial area —

Taiju SHITARA, Rikako FURUTA and Naoyuki HIROTA

2-2 調査方法

〔調査1〕では「習志野市立地適正化計画」の資料分析、「習志野市都市環境部クリーンセンター業務課」へのヒヤリング調査にて、ゴミ集積所の配置計画や設置のルールを整理し、行政目線での課題認識、対策を整理する。

〔調査2〕では、対象とする全24個のゴミ集積所の「形状」「管理者」「対象世帯数」の実地調査を行い、「大久保連合町会」と住民の方のヒヤリング調査にて、各ゴミ集積所の課題点をまとめ、データ化し課題の傾向を分析する。

3. ゴミ集積所の実態と課題

3-1 〔調査1〕ゴミ集積所設置のルール

表1は習志野市が定めるゴミ集積所設置におけるルールの中で、本研究に関連する箇所を抜粋したものである。設置方法としては、条件を揃えた上で、利用者の届け出があれば原則設置ができる状態であり、管理や清掃については完全に利用者同士に責任であり、習志野市

表1 ゴミ集積所設置のルール（習志野市）

ゴミ集積所の設置方法		
関係者協議	第3条	■集積所の区域の住民その他関係者と協議を行うこと
設置届		■収集開始日の2週間前までに別記様式第1号にて届出すること
管理	第6条	■【集積所】及び【網袋（ネット袋）】は、利用者等が共同して自らの責任の下に管理すること
清潔の保持	第8条	■利用者等は、集積所及びその周辺の清潔の保持に努めること
集積所の規模や設置基準		
設置箇所数	第4条(1)	■一般住宅 →概ね20世帯に1箇所 ■集合住宅 →概ね1棟に1箇所
規模 (有効面積)	第4条(2)	■下記①②のいずれか大きい面積 ①集積所利用世帯数×0.12㎡ ②最低1.5㎡ ■専用ごみ庫で管理人を配置する場合は、上記面積に1.5を乗じた面積
法令遵守	第4条(3)	■道路交通法その他関係法令に抵触しない場所であること →交差点・横断歩道等から5m以内に収集車両は停車できない
安全性 効率性	第4条(4)	■安全性・効率性に支障がない場所であること →段差や階段がない、敷地の奥ではない等
公道	第4条(5)	■公道に面している ■または公道から5m以内であること ※私道は私有地であり、公道ではない
通り抜け	第4条(6)	■別記規格の車両が通り抜け又は転回できること
開口部・通路	第4条(8)	■集積所は幅1.5m以上、かつ高さ2.0m以上であること
避難経路	その他	■集積所が避難通路を妨げないこと

(行政)は対応をしていない。つまり、行政が定めるゴミ出しのルールや注意、呼びかけが利用者の耳に届かないのがひとつの課題といえる。実際に「習志野市都市環境部クリーンセンター業務課」に課題を伺ったところ、自治会や地域コミュニティに参加していない学生・外国人居住者は、そもそもルールを知る機会が少ないことが問題視されており、市のホームページやSNSを通して発信するが、住民の周知が満足に進まないことが課題だと考えられる。

集積所の設置基準においては、1つの集積所における世帯数と、設置位置に着目する。一般住宅では概ね20世帯に1箇所の設置が表1で記す基準として定められているが、一般住宅の少ない商業地域では、新たなゴミ集積所を設けたくても、世帯数が集まらないため設置ができない現状である。これにより、家からゴミ集積所までの距離が遠くなることで住民の不満にも繋がっていることがわかる。

設置位置においては、今後新設するゴミ集積所は、公道に設置することが認められていないが、以前から公道にあるゴミ集積所を行政の意向で廃止することができないため、公道である路上にゴミが広がることで問題視されている。

このように、“行政の定めるルールの周知が満足に進まないこと”、“商業地域に一般住宅が混在することで、集積所の設置箇所数が適切ではないこと”、“行政が集積所の廃止を促せないため公道の整備が進まないこと”が行政目線での課題だといえる。

3-2 〔調査2〕設置の実態

対象敷地である「ゆうロード大久保商店街」に設置されている24個(図1)4種類(図2)のゴミ集積所を対象に、以下の4つの項目で設置の実態調査を行い表にまとめる(表2)。



図2 ゴミ集積所の形態

表2 対象敷地におけるゴミ集積所の実態

	形状	管理者	対象世帯	クレーム種類
集積所①	専用室型	ビル管理	テナント	なし
集積所②	ボックス型	ビル管理	テナント	①②
集積所③	ボックス型	集合住宅	住居者	①②
集積所④	路上型	個人	不明	不明
集積所⑤	路上型	個人	8世帯	なし
集積所⑥	ボックス型	ビル管理	テナント+住居者	②⑦
集積所⑦	路上型	個人	12世帯	①③④⑤⑦
集積所⑧	路上型	個人	6世帯	①③⑤
集積所⑨	ボックス型	集合住宅	住居者	①②
集積所⑩	ボックス型	集合住宅	住居者	②
集積所⑪	路上型	個人	7世帯	①③④
集積所⑫	路上型	個人	5世帯	なし
集積所⑬	ボックス型	集合住宅	住居者	②
集積所⑭	路上型	個人	5世帯	③
集積所⑮	専用室型	集合住宅	住居者	②
集積所⑯	ボックス型	集合住宅	テナント+住居者	①②
集積所⑰	路上型	個人	9世帯	③⑤
集積所⑱	路上型	個人	不明	不明
集積所⑲	ボックス型	集合住宅	住居者	②
集積所⑳	路上型	個人	6世帯	③⑤
集積所㉑	囲い型	集合住宅	住居者	②
集積所㉒	路上型	集合住宅	住居者	①
集積所㉓	ボックス型	集合住宅	住居者	①②
集積所㉔	ボックス型	ビル管理	テナント+住居者	①②⑦

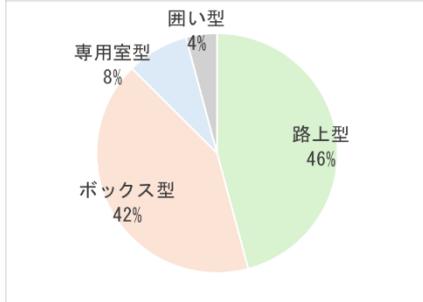


図3 採用されている形式の割合

1) ゴミ集積所の形態

現在、習志野市のゴミ集積所では「路上型」「囲い型」「ボックス型」「専用室型」の4つが採用されており、路上型とボックス型が大半を占めていることがわかる(図3)。

2) ゴミ集積所の管理者

全ての一般住宅で路上型が採用されており、専属の管理人はいないことから個人が管理していることがわかる。一方で集合住宅や商業ビルにおいてはボックス型が採用されており、専属の管理人が管理している状態である(表2)。

3) 対象世帯(世帯数)

ボックス型や専用室型は、集合住宅や建物のテナントが利用するため、世帯数は住戸数に依存することがわかる。一方で、個人が管理する路上型の世帯数は5~12世帯と幅が広いことがわかる。行政が定める「概ね20世帯に1つ」という表1で記すルールが、この地域では実際

に機能していないことがわかる。

4) クレームの種類

「習志野市都市環境部クリーンセンター業務課」「大久保連合町会」「地域住民の方」にヒヤリング調査を行い、それぞれの苦情を聞いたところ、以下7種類のクレームが寄せられている状況である。

- ① 不法投棄(対象者以外の利用)
- ② ルール違反(曜日の無視、粗大ごみの放置)
- ③ 管理者トラブル(管理当番の不参加など)
- ④ 清掃・メンテナンス(景観の汚れ)
- ⑤ 設置位置への不満(家から集積所の距離)
- ⑥ 老朽化(カバーやネットの老朽化)
- ⑦ ゴミの増加(所定の場所からはみ出し)

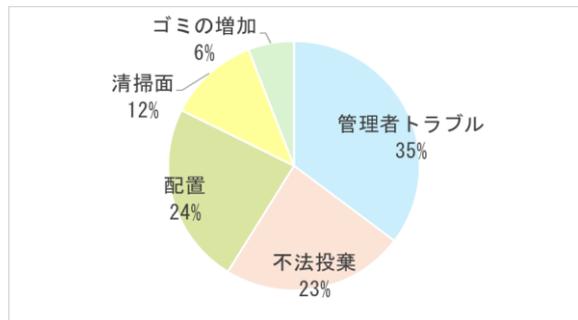


図4 路上型のクレームの割合

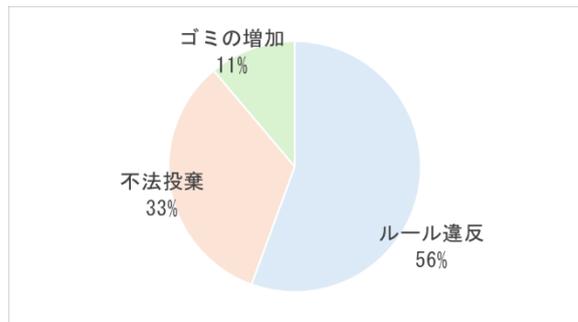


図5 ボックス型のクレームの割合

路上型のゴミ集積所において5種類のクレームがある(図4)。中でも、一番多いのは「管理者トラブル」である。次に「不法投棄」「配置」の問題が挙げられる。ボックス型のクレームと比較すると、管理者が個人のため管理能力の差が生じていることがわかる。また、商業地に一般住宅が混在していることから、「配置」に不満を持つ利用者也散見される。

一方で、ボックス型のゴミ集積所においては3種類のクレームがある(図5)。中でも、最も意見が多く過半数を占めるのが「ルール違反」である。また、建物自体に専属の管理者がいることで路上型に多い「管理者トラブル」や「配置」のクレームもないことがわかる。

4. 考察

[調査1]の習志野市へのヒヤリング調査から、行政が定めるゴミ集積所の設置方法や設置基準、ゴミ出しのルールや注意喚起が、住民に認識されていないことが課題として挙げられる。また、表2に記している一般住宅におけるゴミ集積所の設置箇所数は、「概ね20世帯」と定めているが、本対象敷地では「5～12世帯」と減少しており、エリアに応じた基準の改定が必要であると考えられる。さらに現在、路上型のゴミ集積所の新設は禁止とされているが、現状では、対象エリアのゴミ集積所の約46%が路上型であり、これらの実態把握は行政の管轄外であるため、施策が打てていない現状である(図3)。このような結果から、エリアごとの課題を明らかにし、利用者である住民の意見が反映される仕組みをつくる必要があると考えられる。

[調査2]では、1)ゴミ集積所の形態において、対象エリアのゴミ集積所では主にボックス型と路上型の2種類が採用されていることがわかる。中でも、一般住宅は路上型が採用され、集合住宅ではボックス型が多く採用されていることがわかる。それぞれのクレームとしては、ボックス型は「不法投棄」「ルール違反」の苦情が多い傾向にあり、これは中身が見えないからこそ、不法投棄されやすいということが考えられる。また、同様の理由で、ゴミ出しの曜日に関するルールを守らないことが多い傾向にある。対策として防犯カメラの設置の周知を促す張り紙が散見されたが、ゴミ集積所⑩⑬⑮では「張り紙の効果が多少はある」ということが管理者へのヒヤリング調査で明らかになり、効果的であると考えられる。

路上型においては、対象世帯数が一番多いゴミ集積所⑦では、最も多くの種類のクレームが寄せられ、設置位置に関する不満や、管理担当者間での清掃によるトラブルが寄せられている。一方で、路上型のゴミ集積所⑤⑫では、唯一不満が全くないという回答があり、共通して「昔から面識のある住民同士で管理しているから」という理由がある。今回このような例は2件だったが、住民同士の面識の有無や関係の構築は、ゴミ集積所に対する不満を減らすことができる可能性があると考えられる。

その他の専用室型、囲い型に関しては比較的クレームの種類は少なかったが、「専用室型」では「ボックス型」と同様、ルール違反への苦情が挙げられ、人気がなく中が見えないため、場所や捨て方におけるルール違反が起こる

と考えられる。今回の対象エリアにおいては、この2種類のゴミ集積所のサンプル数が少ないため、課題と実態を把握するためには、違うエリアでの調査が必要であると考えられる。

5. まとめと今後の展望

本研究では、習志野市地域商業エリアでのゴミ集積所の現状と課題において大きく以下の4つが明らかになった。

1つ目は、「行政が定めるゴミ集積所におけるルールの周知が進んでいない」ことであり、行政によるホームページやSNSを通じた対策が実施されている現状だが、今後、どの程度の住民が認識しているかを調査し、住民のルールの認識を図る調査が必要だと考えられる。

2つ目は、「ゴミ集積所の設置箇所数のルールが適切ではないこと」であり、今後、習志野市内の各地域において住民へのアンケート調査の元、適切な数を定める必要があると考えられる。

3つ目は、「ボックス型や専用室型のゴミ集積所では不法投棄やゴミ出しのルール違反が多い傾向にあること」である。中が見えず人目につかないことが原因だと考えられるため、防犯カメラの設置やその周知を促す張り紙が、どの程度利用者の行動に影響するのかを、詳しく調査する必要があると考えられる。

4つ目は、「路上型のゴミ集積所は、設置位置や管理担当者間でのトラブルが多い傾向にあること」である。一方で、昔から面識のある利用者間では、全く不満がない事例が明らかになったため、住民同士の面識の有無や関係の構築が、ゴミ集積所に対する不満にどの程度影響しているのを明らかにする必要があると考えられる。

【参考文献】

- ・立花潤三氏「住民意識を考慮したごみ集積所の配置計画モデルの開発」地球環境研究論文集第29巻(2021)
 - ・岡本浩一氏「景観に配慮した戸建住宅地の家庭ごみ集積所に関する研究:戸建住宅地のQOL向上に資する基礎研究」日本建築学会計画系論文集(2014)
 - 「戸建住宅地における家庭ごみ集積所の実態と利用者の評価」日本建築学会計画系論文集81巻(2016)
 - ・鈴木薫氏の「超高齢社会におけるごみ集積所管理の実態と課題の整理」第29回廃棄物資源循環学会研究発表会(2018)
 - ・習志野市ホームページ(都市環境部)
 - ・習志野市立地適正化計画資料
- ##### 【調査協力】
- ・習志野市都市環境部クリーンセンター業務課
 - ・大久保連合長会(各ゴミ集積所管理者)